

三原市ふるさと納税事務の一括代行業務委託事業者の
追加選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、三原市ふるさと納税事務の一括代行業務委託に係る委託業者を追加選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

三原市ふるさと納税事務の一括代行業務

(2) 業務内容

別紙「三原市ふるさと納税事務の一括代行業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで。

ただし、三原市議会において平成 31 年度予算が議決されない場合は、契約を行わないものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者。
- (2) 本市の平成 30・31・32 年度入札参加資格者名簿（物品調達など）に登録されている者であること。
- (3) 建設業者等指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

4 予算額（委託料算出率）

委託料の上限は寄附額の 13%（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

なお、当該委託料には、返礼品に係る調達費用を含めないものとする。

5 本業務委託に関する所管・公募及び、手続き等の閲覧

本業務の所管課は地域企画課とする。

(1) 公募の期間及び手続き等に関する資料の閲覧は、平成 31 年 2 月 20 日（水）から平成 31 年 3 月 18 日（月）までとする。

(2) 申請手続等に関する資料の閲覧場所

三原市ホームページに掲載 URL：<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/>

6 選定方法

本市に「三原市ふるさと納税事務の一括代行業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、本業務に適していると認められる受託候補者を選定する。

選定にあたり、プレゼンテーションによる審査を行い、選定委員会の委員の採点の平均点が 60 点以上と評価された者の中から、選定委員会が総合的に評価のうえ受託候補者を決定する。

(1) 選定スケジュール

内 容	日 時
公募の開始	平成 31 年 2 月 20 日（水）
質問票提出期限	平成 31 年 2 月 27 日（水）午後 5 時まで
質問票回答期限	平成 31 年 3 月 5 日（火）
参加表明書提出期限	平成 31 年 3 月 11 日（月）午後 5 時まで
提案書等提出期限	平成 31 年 3 月 18 日（月）午後 5 時まで
企画提案審査（プレゼンテーション）	平成 31 年 3 月 25 日（月）予定 本市が指定する日時
審査結果の通知	平成 31 年 3 月 27 日（水）予定
事業の開始	平成 31 年 6 月 3 日（月）予定

(2) 評価項目

No.	審査項目	評価基準	得点
1	ふるさと納税業務についての過去の実績	過去のふるさと納税業務の実績から、本業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。	/10点
2	運用している受付サイトの認知度	受付サイトのPV数、インターネット検索エンジンで「ふるさと納税」と検索した際の表示位置などから、本市の受付ページが多数閲覧されることが予想され、ひいてはふるさと納税の推進に寄与する高い蓋然性を有しているか。	/5点
3	委託業務の実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。	/5点
4	適切な業務工程と役割分担	運用開始までのスケジュールが適正に管理されており、運用開始時期において確実に業務を履行することが見込まれるか。	/5点
5	返礼品の企画・開発・選定についての考え方	三原市の魅力を発信できるような返礼品を企画・開発・選定できる体制であるか。	/10点
6	寄附者からの問い合わせに対する対応について	寄附者からの問い合わせ及び苦情に対し、丁寧かつ柔軟な対応が可能な体制であるか。	/5点
7	全国に向けたPR、プロモーションの手法	本市及び本市ふるさと納税にかかるプロモーションを効果的に実施することが可能であり、本市の魅力を十分に発信することができるものとなっているか。	/5点
8	寄附者の利便性・操作性	受付サイトが操作しやすいデザイン・レイアウトであり、申込から決済までの手続きがスムーズに行われ、寄附者の利便性の向上に寄与するものとなっているか。	/5点
9	情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対策	個人情報等の漏えいを防止するための対策が講じられており、それが有効性のあるものとなっているか。	/10点
10	寄附者の決済、本市への代理納付方法	多様な寄附方法が提案され、寄附者の利便性に配慮されているか。 寄附者の決済及び本市の指定する金融機関の口座への払い込みが円滑かつ確実に行われる仕組みとなっているか。 寄附者情報の管理及び収納情報の管理が適正に行われる仕組みとなっているか。	/5点
11	返礼品提供事業者との連携・支援・苦情処理体制、返礼品の配送管理体制について	返礼品提供事業者との連携を密にし、配送業務を円滑に実施できる体制となっているか。 受付サイトに掲載する返礼品の説明文や写真、発注連絡や発注管理システムの操作等について事業者を支援できる体制となっているか。 また、配送トラブルや苦情に対し適切に対応できる体制であるか。	/10点
12	市の事務負担の軽減、市への寄附者情報の提供方法について	提案の内容が市の業務負担を軽減する内容のものか。 また、市が寄附者情報を一元的かつ適切に把握できる情報提供のシステムが構築されているか。	/10点
13	寄附受入額上位自治体の手法分析及び本市寄附受入額増額に向けた独自提案	平成29年度において、寄附受入金額が24億円を超える他市町村の先進的な事例を分析し、仕様書及び総務省通知の内容を満たした上で、本市に導入可能な、寄附額増加のための改善案を提案すること。	/10点
14	見積書	提案内容に見合った適切な見積金額となっているか。	/5点
合計点			/100点

7 質問方法

本業務委託に関する質問は、「質問書（様式第 1 号）」（以下「質問書」という。）に記入し、下記要領にて提出すること。

（1）提出期限は、平成 31 年 2 月 27 日（水）午後 5 時必着とする。

（2）質問は、質問書の様式を用いて電子メールで提出すること。

※受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

（3）質問票は電子メールに添付し、下記のメールアドレスへ送信すること。

【送信先メールアドレス】chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

【電話連絡先】0848-67-6011（担当 岡，森木宛）

8 回答方法

前項の質問に対する回答は、期限までに受け付けた全ての質問について、本市ホームページに掲載し、参加希望者全員に下記の要領にて電子メールにより平成 31 年 3 月 5 日（火）までに回答する。

（1）電子メールの送信先は、質問票に記載されたメールアドレスに送信する。

（2）質問を行った参加希望者名は公表しない。

（3）回答期限を過ぎても、電子メールが届かない場合は、前項の電話連絡先へ連絡をすること。

9 参加表明書等の提出

参加希望者は、下記の参加表明書等の提出を行うものとする。

（1）提出書類

ア 参加表明書（様式第 2 号）

イ 会社概要書（様式第 3 号）

ウ 関連業務実績書（様式第 4 号）

エ 協力会社概要書（様式第 5 号）

※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

（2）提出期限は、平成 31 年 3 月 11 日（月）午後 5 時必着とする。

（3）持参又は書留郵送にて提出すること

（4）提出先 〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市役所 経営企画部 地域企画課

10 提案書等の提出

参加希望者は、下記の要領で提案書等の提出を行うものとする。

- (1) 提出期限は、平成 31 年 3 月 18 日（月）午後 5 時までとする。（郵送の場合は必着）
- (2) 提出締切日以降における提案書等の差換え及び再提出は一切認めない。
- (3) 提出する提案は 1 案とし、持参又は書留郵送にて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。
- (4) 提出先 〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号
三原市役所 経営企画部 地域企画課

(5) 企画提案書

【作成要領】

- ア 提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- イ 本編は任意様式（A4 版、横書き、両面印刷、枚数不問）とする。なお、図・表などは A3 版折込も可とする。
- ウ 文字は、11 ポイント以上を使用すること。
- エ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- オ 本市と受託者との契約期間内に寄附を完了した寄附者が、季節限定品のような寄附金の受領と返礼品の発送時期が異なるものを返礼品として希望し、当該返礼品の発送が契約期間終了後となる場合の受託者の対応を提案書に記載すること。記載箇所は任意とする。
- カ 提出部数は正本 1 部、副本 7 部とする。
- キ 表紙は、「三原市ふるさと納税事務の一括代行業務委託プロポーザル提案書」と記述し、正本にのみ代表者印の押印をすること。

(6) 見積書

- ア サイズは A4 版とし、様式は任意とする。
- イ 提出部数は、正本 1 部、副本 7 部とする。
- ウ 提案書と同様に、正本にのみ代表者印の押印をすること。
- エ 積算に当たり次のことに留意すること。
- ・見積は寄附金額 10,000 円に対する経費とする。
 - ・受付サイト等運営に要するシステム管理経費をはじめ、クレジットカード決済に係る費用等、本業務遂行に必要な全ての経費を含む。（見積額積算のための根拠及び内訳を明示すること。）
 - ・返礼品及び返礼品の配送料は見積に含まないこと。ただし、配送料について独自の運用により経費の削減につながる提案がある場合は、別途積算方法等を示すこと。
 - ・積算に当たり、後段の寄附金の実績を参考とすること。

11 失格要件

下記のいずれかに該当する場合は、当該参加希望者を失格とする。

- (1) 本実施要領の 3 の参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 選定委員会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (4) 指定する様式によらない場合。
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (7) 虚偽の記載がなされた場合。

12 企画提案審査（プレゼンテーション）

- (1) プレゼンテーションによる審査を実施し、選定委員会の審査の結果、合計点が最も高い参加希望者を受託候補者とする。
- (2) 採点の結果、同点となった場合は、評価項目の業務履行能力の合計点により決定し、それでもなお、同点数で並ぶ場合は選定委員会の合議により決定する。
- (3) 企画提案審査（プレゼンテーション）は平成 31 年 3 月 25 日（月）に実施する。開始時間は、平成 31 年 3 月 13 日（水）午後 5 時までに実施場所等とあわせて、電話及び電子メールにより通知する。
- (4) 原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- (5) 参加人数は 2 名以内とする。
- (6) プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は、参加希望者が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前 10 分以内とする。
なお、スクリーン、プロジェクターについては三原市が準備する。必要な際は事前に連絡すること。
- (7) 審査時間は、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。
- (8) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- (9) 審査の経緯・内容に関する問い合わせは一切回答しない。
- (10) プレゼンテーションは非公開とする。

13 審査結果の発表

審査結果については、企画提案書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、受託候補者名について、三原市ホームページへ掲載する。なお、選定の詳細についての問い合わせは、原則応じない。ただし、自社提案に係る内容についてはこの限りではない。

14 契約の締結等

- (1) 受託候補者を特定した後の契約手続きは、三原市契約規則（平成 17 年三原市規則第 63 号）に基づき随意契約とする。
- (2) 受託候補者が、契約を辞退したとき又は、特別な理由により受託候補者と契約が締結できない場合は、「11 企画提案審査（プレゼンテーション）」で順位付けした参加希望者の上位から順に契約交渉を行うものとする。

15 その他

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (5) 本市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (6) 提出された書類は、三原市情報公開条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 12 号）に基づく開示が実施されることがある。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (8) 市が定める採点基準に満たない場合は失格とする。
- (9) 参加者が 1 社のみの場合においても、企画提案審査（プレゼンテーション）を行い、市の設定する基準点以上の場合には受託候補者とする。
- (10) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

16 問い合わせ先

三原市経営企画部地域企画課 担当：岡，森木

住 所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

電 話：0848-67-6011（直通） Fax：0848-64-7101

E-Mail：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

参考

1 本市ふるさと納税寄附件数・金額実績（平成 20 年度～平成 28 年度）

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
件数	129	299	576	698	1,149	2,068	1,959	5,576	3,590
金額 (千円)	2,311	4,785	6,604	7,880	12,456	22,638	21,304	64,894	66,403

2 平成 29 年度の実績

寄附方法	平成 29 年度	
クレジット決済	件数	2,420
	金額（円）	49,275,230
郵便振替による払込み	件数	97
	金額（円）	2,043,000
合計	件数	2,517
	金額（円）	51,318,230